

京都市立養護学校の管理運営に関する規則を次のように定める。

平成18年1月19日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第16号

京都市立養護学校の管理運営に関する規則

京都市立養護学校の管理運営に関する規則を次のように定める。

京都市立養護学校の管理運営に関する規則

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 学年，学期，休業日等（第5条～第8条）

第3章 教育活動（第9条～第13条）

第4章 教科用図書及び教材の取扱い（第14条～第18条）

第5章 課程修了及び卒業（第19条・第20条）

第6章 組織編制（第21条～第29条）

第7章 服務（第30条）

第8章 研修（第31条）

第9章 施設等の管理（第32条～第34条）

第10章 入学，留学，転学，退学，休学及び復学（第35条～第42条）

第11章 表彰及び懲戒（第43条・第44条）

第12章 文書等（第45条）

第13章 補則（第46条・第47条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づき、京都市立の養護学校（以下「養護学校」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、その管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 養護学校は、学校教育法第71条の規定に基づき、本市の区域内に住所を有する保護者（子の親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の子である知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対し、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行い、併せてその障害に起因する困難を克服するために、必要な知識技能を身に付けさせることを目的とする。

(部科の設置及び修業年限等)

第3条 養護学校に設置する部、科及び修業年限は、別表第1のとおりとする。

2 養護学校の高等部に在学できる期間は、5年とする。

(分教室の設置)

第4条 京都市北区北野紅梅町6番地に存する社会福祉法人聖ヨゼフ会の施設内に北総合養護学校の分教室を、独立行政法人国立病院機構京都医療センター内、京都大学医学部附属病院内、京都府立医科大学附属病院内及び京都第二赤十字病院内に桃陽総合養護学校の分教室を置く。

第2章 学年、学期、休業日等

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 養護学校の学期は2学期に区分する。

3 学期の期間は、校長が定め、あらかじめ京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。

(休業日)

第6条 養護学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間で校長が定める日
- (6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日までの間で校長が定める日
- (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

2 校長は、前項に規定する休業日のほか、別に休業日を定めることができる。

3 校長は、前2項の規定により休業日を定めるときは、休業日を除く日（以下「授業日」という。）

が前条第1項に規定する期間において205日以上になるよう定めなければならない。

4 校長は、第1項第5号及び第6号並びに第2項の規定により休業日を定めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

5 校長は、教育上必要があるときは、休業日を授業日に振り替えることができる。

6 校長は、前項の規定により休業日を授業日に振り替えるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、代日休業日を設けることができる。

（非常変災等による臨時休業等）

第7条 校長は、非常変災その他急迫の事情のあるときは、臨時に授業を行わないことができる。

この場合において、校長は、次の各号に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わない期間
- (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
- (3) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項に規定する場合のほか、校務の運営上特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に授業を行わないことができる。

(授業等の回復措置)

第8条 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに授業等の回復措置を講じなければならない。

第3章 教育活動

(教育課程の編成)

第9条 校長は、毎年度、学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、教育課程を編成するものとする。ただし、この場合にあつては、別に定める事項について、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(教育指導計画書の届出)

第10条 校長は、別に定める事項を記載した教育指導計画書を、年度初めに、教育委員会に届け出なければならない。

(教育活動の実施)

第11条 校長は、第9条の教育課程及び前条の教育指導計画に基づき、創意豊かで、全体として調和のとれた教育活動が、組織的かつ計画的に実施されるよう努めなければならない。

(校外活動)

第12条 校長は、教育活動の一環として行う修学旅行、対外運動競技、水泳、キャンプその他の校外活動については、別に定める基準に基づき実施しなければならない。

2 校長は、前項の校外活動を行うときは、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

(事故の報告)

第13条 校長は、児童及び生徒に係る中毒その他の集団疾病、傷害、死亡等の事故が発生したときは、別に定めるところにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第4章 教科用図書及び教材の取扱い

(教科用図書)

第14条 養護学校においては、教育委員会の採択した教科用図書（教科書の発行に関する臨時措

置法第2条第1項に規定する教科書及び学校教育法第107条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)を使用しなければならない

2 養護学校において使用する教科用図書は、校長が定める。

3 第1項に規定する教科用図書がない場合には、校長は、教育委員会の承認を得て、他の適切な教科用図書を定めることができる。

(教材の使用)

第15条 教材は、有益適切と認めるものを使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

(教材の選定)

第16条 前条の教材の選定に当たっては、その教育上の効果並びに保護者及び生徒の経済的負担について特に考慮しなければならない。

(教材の届出)

第17条 準教科書(教科書の発行とされていない教科及び道徳の主たる教材として使用する図書をいう。)を使用するときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第18条 学年又は学級の全員の教材として計画的、継続的に副読本、学習帳の類を使用するときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

第5章 課程修了及び卒業

(課程修了及び卒業の認定)

第19条 校長は、児童又は生徒の平素の成績を評価して、各学年の課程の修了又は卒業を認定するものとする。

(卒業証書の授与等)

第20条 校長は、養護学校の小学部、中学部又は高等部の全課程を修了したと認めた者に、卒業証書(別記様式)を授与しなければならない。

2 卒業の時期は、3月とする。ただし、学年をまたがって留学した高等部の生徒について、学年

の途中において校長が卒業を認定した場合は、この限りでない。

第6章 組織編制

(職員)

第21条 養護学校には、校長、教頭、事務長、教諭、養護教諭、講師、栄養職員、事務職員、事務員、管理用務員その他必要な職員を置く。ただし、京都市立白河総合養護学校、京都市立鳴滝総合養護学校及び京都市立桃陽総合養護学校にあつては、栄養職員を置かないものとする。

2 前項に規定する職員の職に関し必要な事項は、法令に定めのあるもののほか、教育委員会が定める。

(校務分掌)

第22条 校長は、この章の規定に基づき、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

(部主事)

第23条 養護学校の小学部、中学部及び高等部（以下「部」という。）に部主事を置く。

2 部主事は、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

3 部主事は、教諭の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命じる。

(主任等の設置)

第24条 養護学校に、別表第2の左欄に掲げる主任等を置くものとする。ただし、別に定める場合は、主任等の一部についてこれを置かないことができる。

2 別表第2左欄に掲げる主任等は、校長の監督を受け、それぞれ同表右欄に掲げる校務について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 別表第2左欄に掲げる主任等は、当該養護学校の教諭（保健主事については、教諭又は養護教諭）の中から、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。この場合において、別表第3に掲げる主任等を命じるに当たっては、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(校務を分担する主任等の設置)

第 25 条 養護学校には、前条に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項の主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(学級担任、教科担任等)

第 26 条 校長は、職員に学級担任、教科担任その他の分掌（前 2 条及び次条に規定するものを除く。）を命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(司書教諭)

第 27 条 養護学校の部には、司書教諭を置く。ただし、学級の数が 11 以下の部にあつては、当分の間司書教諭を置かないことができる。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

3 司書教諭は、教育委員会との協議のうえ、当該養護学校の教諭の中から、校長が命じる。

4 校長が司書教諭を命じたときは、教育委員会に報告しなければならない。

(職員会議等)

第 28 条 校長は、必要があると認めるときは、校長の職務を助け、円滑な学校運営を図るため、養護学校に職員会議及び各種の委員会を置くことができる。

2 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

3 委員会の委員は、所属職員の中から校長が命じる。

4 前 3 項に定めるもののほか、職員会議及び委員会について必要な事項は、校長が定める。

(学校評議員)

第 29 条 養護学校には、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員について必要な事項は、別に定める。

第 7 章 服務

(服務)

第 30 条 職員の服務に関し必要な事項は、法令に定めのあるもののほか、別に定める。

第8章 研修

(研修)

第31条 校長は、自らの資質の向上に努め、教育活動を推進するとともに、常に所属職員の実践的指導力等の向上を図り、職員が職責を遂行するために必要な研修の実施に努めなければならない。

- 2 校長は、別に定めるところにより、年度初めに所属職員の当該年度の研修計画を、年度末にその研修の実施状況を、それぞれ教育委員会に報告するものとする。
- 3 校長は、別に定めるところにより、所属職員を研修に参加させなければならない。

第9章 施設等の管理

(施設等の管理)

第32条 校長は、養護学校の施設及び設備（備品を含む。以下この章において「施設等」という。）の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない。

- 2 職員は、校長が別に定めるところにより、施設等の管理を分担する。
- 3 施設等の使用については、法令に定めのあるもののほか、京都市立学校施設使用規則に規定するところによる。

(亡失又はき損)

第33条 校長は、施設等の全部又は一部が亡失又はき損したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。ただし、軽微と認められるものについては、この限りでない。

(防火及び防災の計画)

第34条 校長は、年度初めに、養護学校の防火及び防災の計画を作成しなければならない。

- 2 校長は、教育委員会が必要があると認めたときは、前項の計画を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 防火及び防災の分担は、校長が定める。
- 4 防火については、前3項に規定するもののほか、防火管理者の設置に関する規則に規定すると

ころによる。

第10章 入学、留学、転学、退学、休学及び復学

(入学資格)

第35条 養護学校に入学することができる者は、小学部にあつては学校教育法第22条に規定する学齢児童、中学部にあつては同法第39条第2項に規定する学齢生徒、高等部にあつては同法第47条に規定する高等学校入学資格を有する者であつて、養護学校の部（科がある場合には科）に応じ、別表第1の入学資格の欄の各号に該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、京都市立北総合養護学校にあつては、別表第1の入学資格の欄第2号の要件を欠く場合、京都市立桃陽総合養護学校にあつては、同欄第3号の要件を欠く場合であっても、別に定めるところにより当該養護学校に入学することを認めることができる。

3 京都市立北総合養護学校、京都市立東総合養護学校、京都市立西総合養護学校及び京都市立呉竹総合養護学校の通学区域は、別に定める。

(小学部又は中学部への入学)

第36条 校長は、小学部又は中学部に入学すべき者（編入学すべき者及び転入学すべき者を含む。）について、別に定めるところにより就学指導その他必要な就学事務を行うものとする。

(高等部への入学)

第37条 高等部に入学しようとする者（編入学しようとする者及び転入学しようとする者を含む。）は、入学願書その他別に定める書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学願書その他必要な書類等を資料として、入学者を決定する。

3 校長は、入学者を決定するに当たっては、教育委員会の行う入学指導の措置を経るものとする。

(高等部の定員)

第38条 養護学校の高等部の生徒の定員は、別に定める。

(留学)

第39条 高等部の生徒で、外国の高等学校に留学しようとするものは、留学願を校長に提出し、

その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に係る留学の期間は、在学の期間に通算する。

(転学及び退学)

第 40 条 高等部の生徒で、転学しようとするもの又は退学しようとするものは、転学願又は退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学)

第 41 条 高等部の生徒で、病気その他の事由により欠席が引き続き長期にわたるため休学しようとするものは、休学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の願い出につきやむを得ない事由があると認めるときは、これを許可するものとする。

3 休学の期間は、在籍中を通じて2年以内とし、その期間は在学の期間に通算しない。

(復学)

第 42 条 休学中の生徒で、その事由の解消により復学しようとするものは、復学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の願い出につき教育上支障がないと認めるときは、相当学年への復学を許可するものとする。

第 11 章 表彰及び懲戒

(表彰)

第 43 条 校長は、他の児童又は生徒の範と認める者を表彰することができる。

(懲戒)

第 44 条 校長及び職員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定により、児童又は生徒を懲戒することができる。

第 12 章 文書等

(文書等)

第 45 条 校長は、法令の定めるところにより、養護学校に、必要な表簿を備えなければならない。

2 文書の取扱いについては、別に定める。

3 公印の取扱いについては、京都市教育委員会公印規則に規定するところによる。

第 13 章 補則

(補則)

第 46 条 校長は、法令及びこの規則の規定に違反しない限りにおいて、必要な校内規程を定めることができる。この場合において、別に定める事項については、校長は、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(委任)

第 47 条 この規則において別に定めることとされている事項及び規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次の各号に掲げる規則（以下「関係規則」という。）は廃止する。

- (1) 京都市立北総合養護学校の管理運営に関する規則
- (2) 京都市立白河総合養護学校の管理運営に関する規則
- (3) 京都市立東総合養護学校の管理運営に関する規則
- (4) 京都市立鳴滝総合養護学校の管理運営に関する規則
- (5) 京都市立西総合養護学校の管理運営に関する規則
- (6) 京都市立呉竹総合養護学校の管理運営に関する規則
- (7) 京都市立桃陽総合養護学校の管理運営に関する規則

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に関係規則の規定に基づいて行われた手続きその他の行為は、この規則中相当する規定により行われたものとみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育長が定める。

別表第1（第3条及び第35条関係）

学校名	部	科	修業年限	入学資格
京都市立北総合養護学校	小学部		6年	(1) 心身の障害が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害者及び肢体不自由者 (2) 京都市立北総合養護学校の通学区域内に住所を有する保護者の子
	中学部		3年	
	高等部	普通科	3年	
京都市立白河総合養護学校	高等部	産業総合科	3年	(1) 心身の障害が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害者及び肢体不自由者 (2) 本市の区域内に住所を有する保護者の子
京都市立東総合養護学校	小学部		6年	(1) 心身の障害が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害者及び肢体不自由者 (2) 京都市立東総合養護学校の通学区域内に住所を有する保
	中学部		3年	
	高等部	普通科	3年	

				護者の子
京都市立鳴滝総合養護学校	小学部		6年	(1) 心身の障害が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の病弱者
	中学部		3年	
	高等部	普通科	3年	(2) 本市の区域内に住所を有する保護者の子 (3) 別に定める疾病により、独立行政法人国立病院機構宇多野病院に入院している者
		生活産業科	3年	(1) 心身の障害が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害者及び肢体不自由者 (2) 本市の区域内に住所を有する保護者の子
京都市立西総合養護学校	小学部		6年	(1) 心身の障害が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害者及び肢体不自由者 (2) 京都市立西総合養護学校の通学区域内に住所を有する保護者の子
	中学部		3年	
	高等部	普通科	3年	
京都市立呉竹総合養護学校	小学部		6年	(1) 心身の障害が学校教育法施行令第22条の3に規定する程
	中学部		3年	

	高等部	普通科	3年	度の知的障害者及び肢体不自由者 (2) 京都市立呉竹総合養護学校の通学区域内に住所を有する保護者の子
京都市立桃陽総合養護学校	小学部		6年	(1) 心身の障害が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の病弱者 (2) 本市の区域内に住所を有する保護者の子
	中学部		3年	(3) 京都市桃陽病院，独立行政法人国立病院機構京都医療センター，京都大学医学部附属病院，京都府立医科大学附属病院又は京都第二赤十字病院に入院している者

別表第2（第24条関係）

主任等	校務
教務主任	教育計画の立案その他の教務に関する事項
学年主任	当該学年の教育活動に関する事項
保健主事	保健に関する事項
生徒指導主事	生徒指導に関する事項
進路指導主事	生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項

研究主任	学習指導等の研究に関する事項
同和主任	同和教育に関する事項
分教室主任	分教室の教務に関する事項

備考1 教務主任は、部ごとに置く。

2 生徒指導主事及び進路指導主事は、部（小学部を除く。）ごとに置くことができる。

3 分教室主任は、分教室を設置しない養護学校には置かない。

4 教務主任、生徒指導主事及び進路指導主事は、他の部との兼務を命じることができる。

別表第3（第24条関係）

事前協議を要する主任等	教務主任、生徒指導主事、研究主任、同和主任、分教室主任、その他別に定める主任等
-------------	---

